

誓約書

嘉手納町教育委員会 教育長 殿

1. 指定学校変更（区域外就学）について、申請理由に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に届出を出します。
2. 指定学校変更（区域外就学）の承認後、要件を満たしていない場合、または、許可期間終了後は、速やかに本来就学すべき指定学校へ就学させます。
3. 指定学校変更（区域外就学）を申請するにあたり、その実態を調査するため、教育委員会が自宅及び勤務先、預かり先等に電話・訪問することに同意します。
また、実態調査の結果、申請内容に虚偽が認められた場合は、指定学校変更（区域外就学）の承認が取り消されても異論はありません。
4. 本手続き承認後、正当な理由なく遅刻・欠席等が多い、他の児童生徒に迷惑をかける等、学校での教育活動に支障をきたす行動が繰り返し行われた場合は、学校長との相談の上、承認を取り消すことがあります。
5. 在学校の指導方針に従います。また、児童生徒の登下校の際は、保護者が責任をもって保護監督し、安全面の配慮をおこたりません。

私は、上記事項について確認し、それを承諾します。

令和 年 月 日

児童生徒名： _____

保護者名： _____